

育児休業期間の変更・特例適用にかかる確認書

	児童氏名	生年月日	園名（在園の場合）
①		年 月 日	
②		年 月 日	
③		年 月 日	

育児休業取得者氏名 （保護者）	年 月 日 生	児童との 続柄	
--------------------	---------	------------	--

以下の該当する項目に☒を付し、必要事項を記入してください。

☐ 育児休業期間を変更する場合（早期の職場復帰）

当初の育休期間 （事業所の証明書の日付）	令和 年 月 日 ～ 年 月 日
変更後の育休期間	令和 年 月 日 ～ 年 月 日

【確認事項】

入所申込み中の児童の入所が決定した場合は、佐賀市が定める期間内に復職をしていただく必要があります。期間内に復職し、就労証明書の提出がない場合は、認定が取り消され退園となります。

☐ 既に保育施設にきょうだい児が在園している場合

育休期間 （事業所の証明書の日付）	令和 年 月 日 ～ 年 月 日
育休特例※の利用期間終了日	令和 年 月 日 ※最長で出生児童が1歳になった年度の 末日（3/31）までとなります。

【確認事項】

きょうだい児が保育施設に在園している場合は、出生児童が1歳になった年の翌年度の4月中に復職をしていただくことになります。4月中に就労証明書の提出がない場合は、在園しているきょうだい児は退園となります。
（出生児童が4月に保育施設に入所した場合は、ならし保育の期間を考慮することになりますので、職場復帰の期限が4月中ではなく5月中旬頃となります。）

※「育休特例」とは・・・

育児休業期間は、家庭での保育が可能であるため、保育施設での保育の必要性が認められません。本来であれば、育児休業の取得と同時に退園し、復職時に再度入所申込みをしていただくことになります。

しかしながら、再度入所申込みをしても退園前と同じ保育施設に入所できる保証はないため、佐賀市では児童の生育環境を考慮し、保護者が育児休業を取得する前に就労を理由に入所していた児童については、新たに生まれた児童が1歳になった年度の末日までは、特例として保育施設の継続利用を認めています。

以上について、確認し了承した上で入所の申込みを行います。

令和 年 月 日

住所

保護者氏名（自署）

※以下、市記入欄

保育利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
保育標準時間 ・ 保育短時間	確認書本人渡し 済 ・ 未